

**医療イノベーションプロジェクト推進事業における
「医療機器試作品開発コンテスト」業務委託に係る企画提案 実施要項**

1 委託内容

(1) 委託業務名

医療機器試作品開発コンテスト業務委託

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から平成28年1月末日までとする。

(4) 予算額

9,000,000 円（消費税含む）

2 参加資格の要件

民間の法人又は複数の法人等による共同企業体等とし、次の要件を全て満たしているものとする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
- ④ 埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
- ⑤ 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(2) その他、仕様書の記載事項を全て満たしていること。

3 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定にあたっては、企画内容や事業経費の額その他、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断を行う。
- (2) 説明会は行わず、本実施要項及び仕様書に基づき実施する。
- (3) 受注希望者は提案資料を作成し、埼玉県産業労働部内にて選考を実施する。

4 企画提案書の記載事項

(1) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

(2) 事業の概要

事業の具体的なスケジュール、コンテスト参加者を集める際や、コンテスト開催によって事業化や市場化につなげるための工夫点等

(3) 事業の運営管理・実施体制

本業務を運営管理していく際の管理・実施体制等

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①「医療イノベーションプロジェクト推進事業」における医療機器試作品開発
コンテスト業務 委託企画提案応募申込書（様式1）

②会社概要等（様式2）

③事業費等見積書（様式3）

④企画提案書

A4用紙に次の記載事項を必ず記載すること。様式は任意とする。

- ・具体的なスケジュール、開催内容
- ・事業の運営管理・実施体制

⑤平成22年度以降における国又は地方自治体の医療施策関連の事業に関する受注実績（団体名・成約年度・件名等。多数の場合は抜粋で可）

⑥会社定款、寄附行為等の書類

⑦直近1期分の貸借対照表及び損益計算書（要旨でも可）

⑧欠格に該当しない旨の誓約書（様式4）

また、受託者は県の要請があった場合、2（2）①～⑤を証明する資料（契約書の写し、または受託者書式による証明書で可）を追加提出すること。

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は必ず「書留」とすること。

(4) 応募受付

平成27年4月8日（水）～平成27年4月22日（水）午後4時（必着）

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

(5) その他留意事項

①提出された応募書類は一切返却しないものとする。

②この企画提案に関する一切の経費については、提案した法人又は団体の負担とする。

③提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。（ただし、委託者の指示による場合は除く。）

- ④実施要項に違反した場合や応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、応募を無効とする。

6 審査方法

(1) 日程等

平成26年4月下旬にさいたま市内で開催予定。

詳細については、企画提案書を提出した者に別途通知する。

(2) 内容

提出された企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション等を行い、最も評価の高い契約予定者を選定する。

(3) プレゼンテーション等

プレゼンテーションの時間は、1者あたり20分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。

なお、パソコン及びプロジェクターの使用はできない。

(4) 出席者

1者につき3名以内とする。

(5) 選定結果

後日文書で通知する。

7 契約方法

- (1) 契約予定者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。なお、協議の際に企画提案の一部を変更する場合もある。

ただし、選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の1以上の額とする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年規則第19号）第81条第2項第1号又は第6号に該当する場合は免除とする。

8 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業支援課 先端産業担当

TEL 048-830-3737

FAX 048-830-4813